

消費者問題ネットワーク しずおか通信

2012.9.15 No.11

事務局；静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

e-mail:mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

URL:http://www5b.biglobe.ne.jp/~kenren



思わぬ高額請求！移動販売の物干し竿購入トラブル(国民生活センター)

「物干し竿2本で千円」と巡回していた移動販売車を呼び止めた。するといきなり値段表を見せられ、3千円のところを指さして、「これしかないがよいか」とアナウンスとは違う竿を勧められた。「ステンレス製で質も良い」ということで4本注文した。代金を支払う時になって突然8万円請求された。値段表と違うと指摘したが「それは50センチ当たりの料金だ」と言われた。財布にあった5万円を渡して帰ってもらったが、業者は若い男性で、家には自分一人だったため怖くてそれ以上抵抗できなかった。高額でおかしい。返金してもらえるか。〈60代女性〉…消費者が賢くなることを求められますが、それだけでは解決できないことが次々出てきて、まだまだ弱い者が暮らしにくい社会に思います。

2012年度第1回幹事会議事録

◇日時：2012年9月5日(水)
13:30～15:40

◇議題

1. 学校における消費者教育を支援していくための勉強会
色川代表より、「実務家による学生への消費者教育からみる課題と対応策」の報告が行われ、話し合いがされた。
2. 報告承認事項
 - (1) 11年度第7回幹事会議事録を承認
 - (2) 加入申込書2名を承認
3. 検討事項
 - (1) 消費生活相談員入門講座について
 - ・テキストは、各担当者が進めていく。
 - ・今後の講師養成として幹事の積極的な参加が促された。
 - (2) 2012年度計画について
 - ・消費者ネットのあり方については、「適格消費者団体を想定した場合の条件的なハードルの調査」と「弁護士(会)との連携を探る」両面から1年かけて調査
 - ・消費生活専門相談員認定試験対策用テキストの作成について検討。

実務家による学生への消費者教育からみる課題と対応策」の報告

静岡大学における実務家〈地元の消費者団体・静岡県労働金庫・コープしずおか・静岡県司法書士会の先生方〉の皆さんとの関わりや授業への協力などからみる課題と対応策についての報告でした。学生の授業としては、「消費生活と法」「経済と社会」「消費者問題」でした。また課題にたいする対応策として、実務家を支えるコーディネーターと経済的支援の必要性が話されました。

適格消費者団体とは

適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けたものです。(消費者契約法第2条第4項)

- ・消費者機構日本(東京)・消費者支援機構関西(大阪)・生活相談員協会
 - ・京都・広島・兵庫・埼玉・北海道
 - ・愛知・大分の9団体があります。
- 消費者庁〈消費者の窓〉より

「消費者教育の推進に関する法律」について

この法律は、議員立法として提案され2012年8月10日、可決成立しました。

消費者教育の総合的で一体的な推進と、消費者教育が国民の消費生活の安定と向上に寄与することを目的に定められた法律です。法律の中で初めて「消費者教育」と「消費者市民社会」について定義づけを行いました。

「消費者教育」は、「消費者と事業者との間の情報の質・量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止や、消費者がみずからの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる『消費者市民社会』の確立を目指すものであり、また、消費者の自立を支援する上で重要な消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であること」と定義しました。

「消費者市民社会」については、①個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重、②自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚をもつこと、③公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画すること、と定義しました。

法律の基本理念を、①消費生活に関する知恵を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成、②主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援することとし、体系的推進として用事から高齢期までの段階特性に配慮し、また、効果的な推進として、場(学校・地域・家庭・職域)の特性に対応すること、多様な主体間の連携、災害時の合理的行動のための知識・理解など5項目を掲げています。

その理念の下に、国と地方の責務を定めました。国には「消費者教育の推進に関する総合的な施策策定」を、地方公共団体には「団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定・実施」とそのための「消費生活センター・教育委員会その他の関係機関と連携」規定しました。そして国の施策として、そのための財政措置を行うこと、消費者団体や事業者を委員に加えた「消費者教育推進会議」を消費者庁に設置することとし、地方にも努力義務として「消費者教育推進会議」を設置することを定めました。

取り組みについては、消費者庁と文部科学省で基本方針を作成、閣議決定で定めた上で、それに基づいた施策を国と地方自治体に①学校における消費者教育の推進(発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用)、②大学等における消費者教育の推進(学生等の被害防止のための啓発等)、③地域等における消費者教育の推進(高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供)、④人材の育成等、に取り組むこと、を義務付けました。また努力義務として、①教材の活用等、②調査研究、③情報の収集、の3点を定めました。また消費者団体・事業者・事業者団体へも、努力義務として実施に関して自主的活動と施策への協力を求めています。

<全国消費者団体連絡会「消費者ネットワーク」第183号より>

文字ばかり
ですが、読んで
みて下さい。



次回幹事会の日程

11月5日(月) 13:30~16:30

*初めの1時間は労金から「学校における消費者教育を支援していくための勉強会」

会場：コープしずおか本部 A会議室

